

# 中華人民共和国商標法（改正草案）

## 第一章 総 則

**第一条** 商標専用権を保護し、商標の管理を強化し、生産者及び経営者に商品と役務の品質を保証させることを促し、商標の信用を維持し保護することにより、消費者と生産者及び経営者の利益を保障し、社会主义市場経済の発展を促進することを目的としてこの法律を制定する。

**第二条** 商標事業においては、党と国の知的財産戦略の方針を貫徹し、中国の商標保護、運用、管理とサービスレベルを向上させなければならない。

**第三条** 国務院の商標管理部門は、全国の商標登録及び管理業務を担当する。県级以上の地方人民政府の商標業務を管理する部門は、当該行政地域の商標管理業務を担当する。

県级以上の地方人民政府の商標管理部門は、当該地域の商標管理業務に責任を負う。

県级以上の人民政府で商標法執行を担当する部門は、職責権限に基づき商標法執行業務に責任を負う。

商標登録及び管理業務に責任を負う部門と商標法執行に責任を負う部門は、業務メカニズムを構築し、情報共有と業務調整を強化する。

**第四条** この法律で商標とは、商品や役務の出所を認識・区分するための標章をいい、商品商標と役務商標を含む。

この法律の商品商標に関する規定は、役務商標に適用される。

**第五条** 国務院商標管理部門の審査を経て登録された商標を登録商標といい、商標登録者は「登録商標」又は登録マークを表記する権利を有し、商標専用権を享有し、法律の保護を受ける。

自然人、法人又は非法人組織が、生産経営活動において、その商品又は役務について商標専用権を取得する必要がある場合には、国務院の商標管理部門に商標登録を出願しなければならない。

**第六条** 団体商標とは、業界協会等の社会団体又はその他の組織の名義で登録され、当該組織の構成員が商業活動の使用に供し、これを使用する者が当該組織の構成員資格を表示する標章をいう。

証明商標とは、監督能力を有する組織の管理下にある特定の商品又は役務に対して使用するものであって、かつ当該組織以外の事業単位又は個人がその商品又は役務について使用し、同商品又は役務の原産地、原材料、製造方法、品質又はその他の特別な品質を証明するために用いる標章をいう。

団体商標及び証明商標の登録及び管理に関する特別事項は、国務院の商標管理部門が定める。

**第七条** 二以上の自然人、法人又は非法人組織は、国務院の商標管理部門に共同で同一の商標登録を出願し、共同で当該商標権を享有及び行使することができる。

**第八条** 法律、行政法規により、登録商標を使用しなければならない旨が定められている商品については、商標登録出願をしなければならず、登録が未だ認められていない場合には、市場で販売することができない。

**第九条** 商標の登録出願及び使用は、誠実信用の原則に従わなければならず、商標権を濫用して国家の利益、社会公共の利益又は他人の合法的権益を損害してはならない。

商標を使用する者は、その商標を使用する商品又は役務の品質についての責任を負わなければならない。各級の商標管理業務を担当する部門及び商標法執行を担当する部門は、商標の管理を通じて、消費者を欺瞞する行為を制止しなければならない。

**第十条** 外国人、外国企業又はその他の組織が中国にした商標登録出願については、その所属国が中華人民共和国と締結した取決め若しくは相互に加盟する国際条約、又は相互主義の原則に基づいて取り扱わなければならない。

**第十一条** 商標登録出願又はその他の商標関連事項の手続については、自ら行うことも、法により設立された商標代理機構に委託することもできる。

中国に恒常的な居所又は営業所を有していない外国の自然人、外国企業又はその他の組織が中国に商標登録出願し、その他の商標関連事項に係る手続を行うときは、法に基づき設立された商標代理機構に委託しなければならない。

**第十二条** 商標の国際登録は、中華人民共和国が締結又は加盟した関連の国際条約において確立された制度に基づくものとし、具体的な規則については国務院が規定する。

**第十三条** 国務院の商標管理部門は、情報化・知能化を強化した商標公共サービス体系の構築を推進し、商標業務処理の利便性を向上させるとともに、商標情報を完全・正確・適時に公開し、商標情報のサービスと管理のレベル向上を図る。

## 第二章 商標登録の要件

**第十四条** 自然人、法人又は非法人組織の商品を他人の商品と区別することができる文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ、音声、動的商標等、並びにこれらの要素の組合せを含む標章は、すべて商標登録出願をすることができる。

**第十五条** 次に掲げる標章は、商標として使用してはならない。

(一) 中国共産党の名称、党旗、党徽、勲章、中華人民共和国の国名、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、勲章等と同一又は類似のもの及び中央・国家機関の名称、標章、所在地の特定地名又は標章性を有する建築物の名称若しくは図形と同一のもの。

(二) 外国の国名、国旗、国章、軍旗等と同一又は類似のもの。ただし、当該国の政府の許諾を得ている場合は、この限りでない。

(三) 各国政府よりなる国際組織の名称、旗、徽章等と同一又は類似のもの。ただし、同組織の許諾を得ている場合、又は公衆に誤認を生じさせない場合は、この限りでない。

(四) 実施管理し、保証することを表す政府の標章又は検査印と同一又は類似のもの。ただし、その権利の授権を得ている場合は、この限りでない。

(五) 「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と同一又は類似のもの。

(六) 民族差別的な扱いの性質を帯びたもの。

(七) 欺瞞性を帯び、公衆に商品の品質等の特徴又は産地について誤認を生じさせやすいもの。

(八) 社会主義の道徳、風習を害し又はその他の悪影響を及ぼすもの。

県級以上の行政区画の名称又は公衆に知られた外国の地名は、商標とすることはできない。ただし、その地名が別の意味を持つ場合、又は団体商標、証明商標の一部である場合は、この限りでない。地名を使用して既に登録された商標は、引き続き有効なものとする。

**第十六条** 登録出願に係る商標は、顕著な特徴を有し、容易に識別できなければならぬ。次に掲げる標章は、商標として登録することができない。

(一) 商品の通用名称、図形、規格にすぎないもの。

(二) 商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接的に

表したにすぎないもの。

(三) その他の顕著な特徴に欠けるもの。

前項に掲げる標章が、使用により顕著な特徴を獲得し、かつ容易に識別可能なものとなったときは、商標として登録することができる。

**第十七条** 立体標章、色彩の組合せ、音声、動的商標等に係る商標登録出願について、それが単に商品自体の性質に基づいて生じた、技術的効果を得るために必然な、又は商品に本質的な価値を備えさせるための形状、色彩の組合せ、音声、動的効果等であるときは、これを商標として登録してはならない。

**第十八条** 使用を目的とせず、明らかに通常の生産経営の必要性を超えて商標登録出願をしたものについては、登録をしない。

欺瞞又は他の不正な手段により商標登録出願をしてはならない。

**第十九条** 登録出願に係る商標は、他人の同一の商品又は類似の商品で既に登録されているもの、又は先に出願した商標と同一又は類似のものであってはならない。

**第二十条** 同一又は類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、容易に混同を生じさせるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。

異なる商品又は非類似の商品について登録出願した商標が、他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、公衆を誤認させ、当該馳名商標の所有者の利益が損なわれる可能性があるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。

**第二十一条** 授権されていない代理人又は代表者が自らの名義により被代理人又は被代表者の商標を登録し、被代理人又は被代表者が異議を申し立てたときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。

同一又は類似の商品について登録出願された商標が、他人により先使用されている未登録商標と同一又は類似のものであり、出願人が当該他人と前項の規定以外の契約、業務関係又はその他の関係を有していることにより、当該他人の商標の存在を明らかに知っている場合であって、当該他人が異議を申し立てたときは、その登録をしない。

**第二十二条** 商品の地理的表示を含む商標であって、当該商品が当該表示に示された地域に由来するものでなく、公衆を誤認させるものであるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。ただし、既に善意によって登録したものは、引き続き有効とする。

前項にいう地理的表示とは、ある商品がその地域に由来することを示し、当該商品の特定の品質、信用又はその他の特徴が、主に当該地域の自然的要素又は人文的要素によって形成される標章をいう。

**第二十三条** 商標登録出願は、先に存在する他人の合法的権益を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響力のある商標を故意に抜け駆け登録してはならない。

**第二十四条** 商標代理機構は、代理業務に係る商標の登録出願を除き、他の商標に係る登録出願をしてはならない。

### 第三章 商標登録出願

**第二十五条** 商標登録出願人は、定められた商品分類表に基づき、商標を使用する商品区分及び商品の名称を明記し、登録出願しなければならない。

商標登録出願人は、一つの出願において、多数の区分について同一の商標を登録出願することができる。

商標登録出願等の関連書類は、書面形式により提出しなければならない。電子データ交

換等の方法により、記載内容を有形に表現でき、かつ隨時検索・利用可能なデータ電文は、書面形式とみなす。

**第二十六条** 登録商標について、指定した使用範囲以外の商品において商標専用権を取得する必要がある場合、別途の登録出願をしなければならない。

**第二十七条** 登録商標に係る標章を変更する必要がある場合、新規に登録出願をしなければならない。

**第二十八条** 商標登録出願人は、ある商標を外国で初めて登録出願をした日から 6 ヶ月以内に中国において同一商品について同一商標に係る登録出願をするときは、当該国と中国が締結した取決め若しくは共同で加盟している国際条約、又は優先権を相互に承認する原則により、優先権を享受することができる。

前項の規定により優先権を主張するときは、商標登録出願の際に書面で主張をし、かつ 3 ヶ月以内に、最初の出願に係る商標登録出願の願書の副本を提出しなければならない。書面による主張がない場合、又は期間内に商標登録出願の副本を提出しない場合には、優先権を主張しないものとみなす。

**第二十九条** 中国政府が主催又は承認した国際展示会に出展した商品に最初に使用された商標であって、かつ当該商品が出展された日から 6 ヶ月以内であるときは、当該商標の出願人は、優先権を享受することができる。

前項の規定により優先権を主張するときは、商標登録出願の際に書面で主張し、かつ 3 ヶ月以内にその商品が出展された展示会の名称、出展された商品に当該商標を使用した証拠、出展期日等の証明書類を提出しなければならない。書面による主張がない場合、又は期間内に証明書類を提出しない場合には、優先権を主張しないものとみなす。

**第三十条** 商標登録出願のために申告した事項と提出した資料は、真実性、正確性を備えた、完全なものでなければならない。

#### 第四章 商標登録の審査及び許可

**第三十一条** 登録出願に係る商標について、国務院の商標管理部門は、商標登録出願書類を受領した日から 9 ヶ月以内に審査を完了するものとし、この法律の関連規定に合致する場合、初步査定を行い、公告する。

**第三十二条** 審査の過程において、国務院の商標管理部門が、商標登録出願の内容に関して説明又は補正が必要と判断したときは、出願人に説明又は補正を要求することができる。出願人が説明又は補正を行わないときは、国務院の商標管理部門の審査決定に影響を及ぼさない。

**第三十三条** 登録出願に係る商標が、この法律の関連規定を満たさない場合、国務院の商標管理部門は出願を拒絶し、公告しない。

**第三十四条** 2 又は 2 よりも多い商標登録出願人が、同一又は類似の商品について、同一又は類似の商標に係る登録出願をしたときは、先に出願された商標について初步査定し、公告する。同日出願については、先に使用された商標について初步査定及び公告をし、他方の出願については拒絶し、公告しない。

**第三十五条** 初歩査定及び公告された商標について、公告の日から 2 ヶ月以内に、この法律の第十九条、第二十条、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条の規定に違反していると先行権利者、利害関係者が判断したとき、又はこの法律の第十五条、第十六条、第十七条、第十八条、第二十四条の規定に違反していると何人が判断したときは、国務院の商標管理部門に異議を申し立てることができる。公告期間を満了しても異議申立がなか

ったときは、登録を許可し、商標登録証を交付し公告する。

**第三十六条** 出願を拒絶し、公告しない商標について、国務院の商標管理部門は、商標登録出願人に書面で通知しなければならない。商標登録出願人に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、国務院の商標管理部門に復審請求をすることができる。国務院の商標管理部門は、請求を受けた日から9ヶ月以内に決定を下し、請求人に書面で通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国務院の商標管理部門の責任者の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事者が復審の決定に不服があるときは、通知を受領した日から30日以内に人民法院に提訴することができる。

**第三十七条** 初歩査定され公告された商標に対して異議申立があるときは、国務院の商標管理部門は、異議申立人及び被異議申立人が陳述する事実及び理由を聴取し、調査をして事実を明らかにした後、公告期間が満了した日から12ヶ月以内に登録を許可するか否かの決定を下し、異議申立人及び被異議申立人に書面で通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国務院の商標管理部門の責任者の許可を得て、6ヶ月間延長することができる。

国務院の商標管理部門が登録決定を下すときは、商標登録証を交付し公告する。異議申立人に不服があるときは、この法律の第四十九条、第五十条の規定により、国務院の商標管理部門に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。

国務院の商標管理部門が不登録決定を下し、被異議申立人に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に復審請求をすることができる。国務院の商標管理部門は、請求を受けた日から12ヶ月以内に復審決定を下し、かつ異議申立人及び被異議申立人に書面で通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国務院の商標管理部門の責任者の許可を得て、6ヶ月間延長することができる。被異議申立人が復審の決定に不服があるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、異議申立人に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。

**第三十八条** 法定期間が満了しても、当事者が国務院の商標管理部門による出願拒絶決定、不登録決定に対して復審請求をしないとき、又は復審決定に対して人民法院に提訴しないときは、出願拒絶決定、不登録決定又は復審決定の効力が生じる。

審査により異議が成立しないと決定され、登録が許可された場合、商標登録出願人が取得する商標専用権の期間は、初歩査定の公告後2ヶ月が満了した日より起算する。当該商標の公告期間が満了した日から、登録許可の決定が下されるまで、他人による同一又は類似の商品に当該商標と同一又は類似の標章を使用した行為に対して遡及効を生じない。ただし、当該使用者の悪意により商標登録者に与えた損害については、賠償しなければならない。

**第三十九条** 商標登録出願と商標復審請求について、国務院の商標管理部門は直ちに審査しなければならない。

出願者は、前項に規定する業務について取下げを申請することができる。

**第四十条** 国務院の商標管理部門が商標異議審査、拒絶に係る復審、登録不許可の復審及び無効宣告案件の審理を行う過程で、関連する先行権益の確定に関して、人民法院において審理中、又は行政機関において処理中の別案件の結果を根拠としなければならないときは、通常、審査審理を中止しなければならない。中止の原因が解消された後は、速やかに審査審理手続を再開しなければならない。

人民法院は、国務院の商標管理部門がこの法律の第十九条に基づいて下した拒絶に係る

復審決定、登録不許可の復審決定又は無効宣告裁定を審理する場合、被訴決定、裁定が下されたときの事実状態を基準としなければならない。

**第四十一条** 商標登録出願人又は登録者は、商標の出願書類又は登録書類に明らかな誤りを発見したときは、訂正を請求することができる。国務院の商標管理部門は、法律に基づき、職権の範囲内でそれを訂正し、あわせて当事者に通知する。

前項にいう誤りの訂正には、商標の出願書類又は登録書類の実質的な内容に係るものを持まない。

## 第五章 登録商標の更新、変更、譲渡及び抹消

**第四十二条** 登録商標の有効期間は10年とし、当該商標の登録日から起算する。

**第四十三条** 登録商標の有効期間が満了し、継続して使用する必要があるときは、商標登録者は、期間満了前の12ヶ月以内に、規定に従って更新手続を行わなければならない。当該期間に手続を行うことができないときは、6ヶ月の延長期間を与えることができる。毎回の更新登録の有効期間は10年とし、当該登録商標の前回の有効期間が満了した次の日から起算する。期間が満了しても更新手続が行われないときは、当該登録商標を抹消する。

国務院の商標管理部門は、更新登録した商標を公告しなければならない。

**第四十四条** 登録商標について、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を変更する必要があるときは、変更申請をしなければならない。

**第四十五条** 登録商標を譲渡するときは、譲渡人と譲受人は譲渡契約を締結し、共同して国務院の商標管理部門に申請しなければならない。譲受人は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。

登録商標を譲渡するときは、商標登録者は、同一の商品について登録した類似の商標、又は類似商品について登録した同一又は類似の商標を合わせて譲渡しなければならない。

混同を引き起こしやすい又はその他の悪影響を及ぼす譲渡について、国務院の商標管理部門は許可しないものとし、書面で申請人に通知し、理由を説明する。

登録商標の譲渡は、許可された後に公告される。譲受人は、公告日より商標専用権を享有する。

**第四十六条** 団体商標、証明商標を譲渡する場合、譲受人は相応の主体資格と監督能力を有していなければならない。

**第四十七条** 商標登録者は、登録商標の抹消、又はその登録商標の一部の指定商品における抹消を行うことができる。国務院の商標管理部門が抹消を認めた場合、公告する。当該登録商標専用権又は当該登録商標専用権の指定商品における効力は、公告の日から失効する。

**第四十八条** 商標登録者がその登録商標の抹消を申請した場合、抹消公告の日から1年間は、国務院の商標管理部門は、他人が同一又は類似の商品について当該商標と同一又は類似の商標登録出願をした場合、これを許可しない。

## 第六章 登録商標の無効宣告

**第四十九条** 登録された商標が、この法律の第十五条、第十六条、第十七条、十八条、第二十四条の規定に違反している場合、国務院の商標管理部門は当該登録商標の無効宣告を行う。その他の事業単位又は個人は、国務院の商標管理部門に当該登録商標の無効宣告

を請求することができる。

国務院の商標管理部門が登録商標の無効宣告を決定したときは、書面で当事者に通知しなければならない。当事者に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に復審請求をすることができる。国務院の商標管理部門は、請求を受領した日から9ヶ月以内に決定を行い、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事情があり、延長が必要なときは、国務院の商標管理部門の責任者の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事者が復審の決定に不服があるときは、通知を受領した日から30日以内に人民法院に提訴することができる。

その他の事業単位又は個人が、国務院の商標管理部門に対し当該登録商標の無効宣告を請求する場合、国務院の商標管理部門は、請求を受領した後に書面で関係当事者に通知し、期間を定めて答弁を提出させなければならない。国務院の商標管理部門は、請求を受領した日から9ヶ月以内に、登録商標の維持又は登録商標の無効を宣告する裁定を下し、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事情があり、延長が必要なときは、国務院の商標管理部門の責任者の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事者が国務院の商標管理部門の裁定に不服があるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標裁定手続の相手方当事者に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。

**第五十条** 既に登録された商標が、この法律の第十九条、第二十条、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条の規定に違反した場合、先行権利者又は利害関係者は、商標の登録日から5年以内に、国務院の商標管理部門に当該登録商標の無効宣告請求をすることができる。悪意による登録であるときは、馳名商標の所有者は、5年間の期間制限を受けない。

国務院の商標管理部門は、登録商標の無効宣告の請求を受領した後に、書面で関係当事者に通知し、期間を定めて答弁書を提出させなければならない。国務院の商標管理部門は、請求を受領した日から12ヶ月以内に登録商標の維持又は登録商標の無効を宣告する裁定を下し、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事情があり、延長が必要なときは、国務院の商標管理部門の責任者の許可を得て、6ヶ月間延長することができる。当事者が国務院の商標管理部門の裁定に不服があるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標裁定手続の相手方当事者に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。

**第五十一条** 法定期間が満了しても、当事者が国務院の商標管理部門による登録商標無効宣告の決定に対して復審請求をしないとき、又は復審決定、登録商標維持若しくは登録商標の無効を宣告する裁定について人民法院に提訴しないときは、国務院の商標管理部門による決定、裁定の効力が生じる。

**第五十二条** この法律の第四十九条、第五十条の規定により無効宣告された登録商標については、国務院の商標管理部門が公告し、当該登録商標専用権は初めからなかったものとみなす。

登録商標の無効を宣告する決定又は裁定は、無効宣告される前に人民法院で行われかつ執行された商標権侵害案件の判決、裁定、調停書及び商標法執行を担当する部門で行われかつ執行された商標権侵害案件の処理決定、並びに履行された商標譲渡又は使用許諾契約に対して遡及しない。ただし、商標登録者の悪意により他人に与えた損害については、賠償しなければならない。

前項の規定により商標権侵害の賠償金、商標譲渡料、商標使用料を返却しなければ、明らかに公平の原則に反する場合には、その全部又は一部を返却しなければならない。

## 第七章 商標の管理

**第五十三条** 商標登録出願者が以下の悪意による商標登録出願行為のいずれかを行い、悪影響を及ぼした場合、商標法執行を担当する部門は警告を与え、10万元以下の罰金を科すことができる。

(一) この法律の第十五条の規定に違反することを知りながら、なお商標として登録出願を行う場合

(二) この法律の第十八条の規定に違反して商標登録を出願した場合

(三) この法律の第二十条、第二十一条、第二十三条の規定に故意に違反して商標登録を出願した場合

**第五十四条** この法律で商標の使用とは、商品、商品の包装若しくは容器及び商品取引書類上に商標を使用すること、又は広告宣伝、展示及びその他の商業活動において商標を使用することにより、商品の出所を識別するための行為をいう。

**第五十五条** 商標登録者は、自ら商標を使用することができるほか、商標使用許諾契約を締結することにより、他人が当該登録商標を使用することを許諾することができる。許諾者は、被許諾者が当該登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾者は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。被許諾者が品質保証義務を履行しない場合、許諾者は商標使用許諾契約を解除する権利を有する。

許諾を受けて他人の登録商標を使用するときは、当該登録商標を使用する商品に被許諾者の名称及び商品の原産地を明記しなければならない。

他人に当該登録商標の使用を許諾するときは、許諾者は当該商標使用許諾を国務院の商標登録部門に届け出なければならず、これをもって国務院の商標登録部門は公告する。商標使用許諾が届け出られていないときは、善意の第三者に対抗することができない。

**第五十六条** 商標登録者が登録商標の使用過程において、登録商標、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更したときは、若しくは公衆を誤認させる方法で登録商標を使用したときは、商標法執行を担当する部門は、期間を定めて是正するよう命じる。当該期限内に是正しないときは、5万元以下の罰金を科す。情状が重大な場合は、国務院の商標管理部門が当該登録商標を取り消す。

登録商標が使用を許可された商品の一般名称となり、又は正当な理由なく継続して3年間使用されなかったときは、いかなる単位又は個人も、国務院の商標管理部門に当該登録商標の取消請求をすることができる。国務院の商標管理部門は、請求を受領した日から9ヶ月以内に決定をしなければならない。特別な事情があり、延長することが必要な場合、国務院の商標管理部門の責任者の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。

登録商標が前項に規定する状況に該当する場合、国務院の商標管理部門は当該登録商標を取り消すことができる。

**第五十七条** 登録商標を取り消す又は登録商標を取り消さないという国務院の商標管理部門の決定に対して当事者に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に国務院の商標管理部門に復審請求をすることができる。国務院の商標管理部門は、請求を受領した日から9ヶ月以内に決定を下し、書面で請求者に通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国務院の商標管理部門の責任者の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事者が復審決定に不服があるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。

**第五十八条** 法定期限が満了しても、当事者が国務院の商標管理部門が下した登録商標

取消決定に対して復審請求をしない、又は復審決定について人民法院に訴訟を提起しない場合には、登録商標取消決定、復審決定の効力が生じる。

取り消された登録商標は、国務院の商標管理部門が公告し、当該登録商標専用権は公告日から消滅する。

**第五十九条** 団体商標、証明商標の登録者に以下のような行為がある場合、商標法執行を担当する部門は期間を定めて是正するよう命じる。是正を拒否した場合は、1万元以下の罰金を科す。情状が重大な場合は、1万元以上10万元以下の罰金を科す。

- (一) 商品管理職責の行使を怠慢したことで、消費者に損害を与えた場合
- (二) 団体商標登録者が正当な理由なくその組織構成員による団体商標の使用を許可しない場合、又は証明商標登録者が正当な理由なく条件を満たす申請者による証明商標の使用を許可しない場合
- (三) この法律、関連する行政法規及び国の関連規定に違反して登録商標の専用権を行使し、悪影響を及ぼした場合

**第六十条** この法律の第八条の規定に違反したときは、商標法執行を担当する部門は、期限を定めて登録出願をするよう命じる。違法経営額が5万元以上のときは、違法営業額の20%以下の罰金を科すことができ、違法経営額がない、又は違法経営額が5万元未満の場合、1万元以下の罰金を科すことができる。

**第六十一条** 登録されていない商標を登録商標と偽って使用したとき、又は登録されていない商標を使用してこの法律の第十五条の規定に違反したときは、商標法執行を担当する部門は、期間を定めて是正するよう命じる。違法経営額が5万元以上のときは、違法経営額の20%以下の罰金を科すことができ、違法経営額がない、又は違法経営額が5万元未満の場合、1万元以下の罰金を科すことができる。

**第六十二条** 関連する公衆に広く知られている商標について、所有者がその権利を侵害されたと判断したときは、この法律の規定により馳名商標の保護を請求することができる。

商標登録の審査審理、商標法違反案件の摘発、又は不正競争案件の摘発の過程において、当事者が法に基づく権利を主張する場合、国務院の商標管理部門は、案件の処理の必要性に応じて、商標の馳名性の状況について確認することができる。

商標に係る民事、行政案件又は不正競争案件の審理過程において、当事者が法に基づき権利を主張する場合、最高人民法院が指定した人民法院は、案件の審理の必要性に応じて、商標の馳名性の状況について確認することができる。

商標の馳名性の状況は、当事者の請求により、商標に係る案件の処理において認定が必要な事実として確認を行わなければならない。商標の馳名性の確認においては、以下の要素を総合的に考慮しなければならない。

- (一) 関連公衆による当該商標の認知度
- (二) 当該商標の持続的な使用期間、方法及び地域の範囲
- (三) 当該商標のあらゆる宣伝業務の持続期間、程度及び地理的範囲
- (四) 当該商標の保護記録、特に馳名商標としての保護記録
- (五) 当該商標が馳名であることに関するその他の要素

**第六十三条** 生産、経営者は、「馳名商標」の表示を商品、商品の包装若しくは容器に使用したり、又は広告宣伝、展示及びその他の商業活動に使用したりしてはならない。

前項の規定に違反した場合、商標法執行を担当する部門は是正を命じ、10万元以下の罰金を併科する。

**第六十四条** 商標代理機構及び商標代理従事者は、誠実信用の原則に従い、法律・行政法規を遵守し、職業倫理及び執業規律を厳守し、委託者の合法的な権益を保護しなければ

ならない。国の利益、社会の公共の利益又は他人の合法的な権益を損なう行為を実施し、又は委託者が実施することを帮助してはならない。

商標代理機構は、委託者の委託に基づいて商標登録出願又はその他の商標関連事項を取り扱わなければならない。代理の過程において知り得た委託者の営業秘密については、守秘義務を負う。委託者が登録出願する商標について、この法律に規定される不登録事由が存在する可能性があるときは、商標代理機構は、委託者に明確に告知しなければならない。

商標代理従事者は、商標代理機構の指示に基づき商標代理業務を請け負い、許可なく委託を受けてはならない。商標代理従事者は、同時に2つ以上の商標代理機構において商標代理業務に従事してはならない。商標代理従事者は、自らが署名して処理した商標代理業務について責任を負う。

**第六十五条** 商標代理業界組織は商標代理業界の自律的な組織である。

商標代理業界組織は、定款の規定に従って会員の入会条件を厳格に実行し、業界の自律を強化し、業界の自律規範と懲戒規則を制定し、業務訓練と職業道徳と職業規律教育を実施し、会員が法律法规に基づいて規範的に商標代理業務に従事し、業界のサービスレベルを絶えず高めるように組織指導し、業界の自律規範に違反した会員に対して懲戒を実施しなければならない。商標代理業界組織は、入会している会員及び懲戒の実施状況を遅滞なく社会へ公表しなければならない。

**第六十六条** 商標代理機構に以下の各号に掲げる行為のいずれかがあるときは、商標法執行を担当する部門は、期間を定めて是正するよう命じ、1万元以上10万元以下の罰金を科す。情状が重大なときは、10万元以上20万元以下の罰金を科す。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に警告を与え、5千元以上5万元以下の罰金を科す。情状が重大なときは、5万元以上10万元以下の罰金を科す。

(一) 商標関連事項の手続において、法的文書、印章、署名を偽造、変造し、又は偽造、変造した法的文書、印章、署名を使用すること。

(二) 詐欺、誘引、又は他の商標代理機構を中傷する等の手段による商標代理業務を誘致すること。

(三) 同一の商標案件において利益相反のある双方の当事者から依頼を受けること。

(四) 委託者が登録出願する商標が、この法律の第十五条、第十八条、第二十条、第二十一条、第二十三条に規定する事由に該当することを知っているとき、又は知るべきであったにもかかわらず、その委託を受けること。

(五) この法律の第二十四条の規定に違反する、又はこの法律の第五十三条に規定する事由に該当すること。

(六) その他の不正な手段により商標代理市場の秩序を乱すこと。

詐欺その他の不正な手段により国内の委託者のために海外商標登録出願その他の事項を取り扱い、委託者の利益を損なった場合、前項の規定により処理する。

商標代理機構に前項に定める行為があるときで、情状が重大なときは、国務院の商標登録部門は、その商標代理業務の受理停止を決定し、かつ公告することができる。

商標代理機構が、誠実信用の原則に違反し、委託者の合法的利益を侵害したときは、法に基づき民事責任を負うものとし、商標代理業界組織は、規約の規定に基づいて懲戒を与える。

**第六十七条** 商標代理機構に以下の各号に掲げる行為のいずれかがあるときは、商標法執行を担当する部門は、期間を定めて是正するよう命じ、警告を与え、5千元以上5万元以下の罰金を科す。情状が重大なときは、5万元以上10万元以下の罰金を科す。

(一) 許可なく委託を受けて商標代理業務を行うこと。

- (二) 同時に2つ以上の商標代理機構で商標代理業務に従事すること。
- (三) その他商標代理市場の秩序を著しく乱すこと。

## 第八章 登録商標専用権の保護

**第六十八条** 登録商標の専用権は、登録を許可された商標及び使用を定めた商品に限定される。

**第六十九条** 以下の各号に掲げる行為のいずれかに該当する場合には、登録商標専用権の侵害となる。

- (一) 商標登録者の許諾を得ずに、同一の商品に登録商標と同一の商標を使用する行為
- (二) 商標登録者の許諾を得ずに、同一の商品に登録商標と類似の商標を使用し、又は類似の商品に登録商標と同一又は類似の商標を使用し、容易に混同を生じさせる行為
- (三) 登録商標専用権を侵害する商品を販売する行為
- (四) 他人の登録商標の標章を偽造若しくは無断で製造し、又は偽造若しくは無断で製造した登録商標の標章を販売する行為
- (五) 商標登録者の許諾を得ずに、その登録商標を変更し、変更した商標を使用する商品を市場に投入する行為
- (六) 他人の登録商標専用権を侵害する行為に対して、故意に便宜を提供し、他人による登録商標専用権侵害行為の実施を帮助する行為
- (七) 他人の登録商標専用権にその他の損害を与える行為

**第七十条** 登録商標に含まれる本商品の通用名称、図形、規格又は商品の種類、性質、品質、主要原料、機能、用途、重量、数量、価値、地理的出所及びその他の特徴を直接表示するもの、若しくは含まれる地名は、登録商標の専用権者は他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。

登録商標に含まれる立体的形状、色彩の組合せ、音声、動的商標等において、商品の性質から生じるもの、技術的効果を得るために必要なもの、又は商品に実質的価値を持たせるための形状、色彩の組合わせ、音声、動的効果等は、登録商標の専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。

登録商標を、ただ提供される商品の用途、適用対象、適用シーン等の情報を指示するため、又は真正な出所を明示するために使用するとき、登録商標の専用権者は、容易に混同を生じさせる場合を除き、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。

商標登録者が商標登録を出願する前に、他人が既に同一又は類似の商品について、商標登録者よりも先に、登録商標と同一又は類似の商標であって、かつ、一定の影響を有するものを使用している場合、登録商標専用権者は、当該使用者が元の使用範囲において当該商標を引き続き使用することを禁止する権利を有しない。ただし、適切な区別用の表示を加えるよう要請することができる。

**第七十一条** この法律の第六十九条に定める登録商標専用権を侵害する行為のいずれかがあり、紛争が生じたときは、当事者の協議により解決する。協議する意向がないとき、又は協議が成立しないときは、商標登録者又は利害関係者は、人民法院に提訴することも、商標法執行を担当する部門に処理を請求することもできる。

商標法執行を担当する部門の処理を経て、権利侵害行為の成立が認定されたときは、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び主に権利侵害商品の製造、登録商標の標章の偽造に用いる器具を没収する。違法経営額が5万元以上であるときは、違法経営額の5倍以下の罰金を科すことができ、違法経営額がないとき又は5万元未満であるときは、2

5万元以下の罰金を科すことができる。五年以内に二回以上の商標権侵害行為を実施している、又はその他の深刻な情状があった場合、厳重に処罰しなければならない。登録商標専用権侵害商品であることを知らずに販売し、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者について説明できるときは、商標法執行を担当する部門は、販売停止を命じる。

商標専用権侵害による賠償額の争いについては、当事者は商標法執行を担当する部門に調停を請求することも、「中華人民共和国民事訴訟法」に基づき人民法院に提訴することもできる。商標法執行を担当する部門による調停を経て、当事者が合意に達していない場合、又は調停調書が効力を生じた後に履行されない場合、当事者は「中華人民共和国民事訴訟法」に基づき人民法院に提訴することができる。

**第七十二条** 登録商標専用権を侵害する行為に対しては、商標法執行を担当する部門が法に基づき摘発する権限を有し、何人も商標法執行を担当する部門にクレーム又は通報を行うことができる。

登録商標専用権の侵害に係る犯罪の疑いがあるときは、商標法執行を担当する部門は、直ちに公安機関に移送し、法に基づいて処理しなければならない。法により刑事責任を追及する必要がないか刑事罰を免除することになるが、行政処罰を与えるべきである場合、公安機関、人民検察院、人民法院は速やかに事件を商標法執行を担当する部門に移送し、法に基づき処理しなければならない。公安機関、人民検察院、人民法院が商標法執行を担当する部門及び商標登録及び管理業務を担当する部門に対し、専門的支援、認定意見の提供、並びに侵害物品の無害化処理等の協力を要請する場合、関係部門は速やかに協力しなければならない。

**第七十三条** 商標法執行を担当する部門は、既に取得した違法嫌疑証拠又は通報クレームに基づき、他人の登録商標専用権侵害の疑いのある行為を摘発する際に、次に掲げる職権を行使することができる。

- (一) 当事者を尋問し、他人の登録商標専用権の侵害に関連する状況を調査すること
- (二) 当事者と権利侵害行為に関連する契約、領収書、帳簿、伝票、文書、記録、業務上の書簡電報、視聴覚資料、電子データ及びその他の資料を閲覧、複製すること
- (三) 当事者が、他人の登録商標専用権を侵害する疑いのある行為に係わる場所を現場検証すること
- (四) 侵害行為に関係する物品を検査すること。他人の登録商標専用権を侵害していると証明することができる証拠となる物品を封印又は差し押さえること
- (五) 証拠が消失する可能性がある場合又は以後の取得が困難な場合、先だって登録保存すること

商標法執行を担当する部門が、法に基づき前項に規定する職権を行使するときは、当事者は、これに協力し、従うものとし、拒絶や妨害をしてはならない。

商標権侵害案件の処理にあたって、商標権の帰属に争いがあるとき、又は権利者が同時に人民法院に商標権侵害訴訟を提起しているときは、商標法執行を担当する部門は、案件の処理を中止することができる。中止の原因が解消された後は、案件の処理手続を再開又は終結しなければならない。

**第七十四条** 商標専用権侵害の損害賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失又は侵害者が侵害によって得た利益により確定する。権利者の損失又は侵害者が得た利益を確定することができる困難な場合には、その商標の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定する。故意による商標専用権侵害行為で情状が重大な場合、上述の方法により確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償額を確定することができる。

人民法院は賠償額を確定するために、権利者が既に挙証に尽力しているものの、侵害行為に関連する帳簿、資料を主に侵害者が掌握している状況において、侵害者に対して、侵害行為に関連する帳簿、資料を提供するよう命じることができる。侵害者が提供しない場合、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張及び提供した証拠を参照して賠償額の判断をすることができる。

権利者が侵害により受けた実際の損失、侵害者が侵害により得た利益、登録商標の使用許諾料を確定することが困難な場合には、人民法院は侵害行為の情状に応じて500万元以下を賠償額とする判決を下す。

賠償額には、権利者が侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出も含まなければならぬ。

人民法院は商標紛争事件を処理する際、権利者の請求に基づき、登録商標を盗用した偽造商品に属するものについて、特殊な情況を除き、廃棄処分を命じる。主として登録商標を盗用した偽造商品の製造に使われる材料、道具について廃棄処分を命じ、且つ補償を与えない。或いは、特殊な情況において、前記の材料、道具の市場流通の禁止を命じ、且つ補償を与えない。

登録商標を盗用した偽造商品について、単に盗用した商標を取り除いただけでは、市場に流通させてはならない。

**第七十五条** 登録商標専用権者が賠償を請求した場合であって、権利侵害を訴えられた者により、登録商標専用権者が登録商標を使用していない旨の抗弁がなされたときは、人民法院は、登録商標専用権者に対して、提訴の3年以内に当該登録商標を実際に使用した証拠を提供するよう求めることができる。登録商標専用権者が直近3年以内に当該登録商標を実際に使用したことの証明できない場合、又は侵害行為によりその他の損失を受けたことを証明できない場合、権利侵害を訴えられた者は、損害賠償の責任を負わない。

登録商標専用権の侵害商品であることを知らずに販売した場合、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者についての説明ができるときに限り、損害賠償の責任を負わない。

**第七十六条** 商標登録者又は利害関係者は、他人がその商標専用権の侵害行為を行っていること又は行おうとしていることを証明する証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的権益に回復しがたい損害を与えるおそれがある場合には、提訴をする前に、法に基づき、人民法院に対して関係行為の差止命令と財産の保全措置の実施を請求することができる。

**第七十七条** 侵害行為の差止めの際に、証拠が失われる可能性がある場合、又は以後の取得が困難になる場合、商標登録者又は利害関係者は、提訴をする前に、法に基づき、人民法院に対して証拠保全を請求することができる。

**第七十八条** 悪意による商標訴訟に対し、人民法院は、法に基づいて処罰を与える。相手側当事者に損失を与えた場合、賠償しなければならない。

**第七十九条** 商標登録、管理及び法執行等の業務に従事する公職者は、私情なく公平に法律を執行し、廉潔に自らを律し、職務に忠誠を尽くし、文明的に奉仕しなければならない。

商標登録及び管理業務を担当する部門と商標法執行を担当する部門及び商標登録、管理並びに法執行等の業務に従事する公職者は、商標代理業務及び商品の生産経営活動に従事してはならない。

**第八十条** 商標登録及び管理業務を担当する部門と商標法執行を担当する部門は、内部監督制度を整備・確立し、商標登録、管理及び執行等の業務を担当する公職者が、法律・

行政法規を遵守し、規律を守る状況について、監督検査を実施しなければならない。

**第八十一条** 商標登録、管理及び法執行等の業務に従事する公職者が、職務を怠り、職権を濫用し、情実にとらわれて不正行為を行い、商標の登録、管理、法執行等の事由を違法に処理するときは、法に基づき処分を科す。

**第八十二条** この法律に違反し、犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

## 第九章 附 則

**第八十三条** 商標登録出願及びその他の商標事務手続をするときは、手数料を納付しなければならない。具体的な手数料の基準は、別に定める。

**第八十四条** この法律は、年 月 日より施行する。

この法律の施行前に既に登録された商標は、引き続き有効とする。

※本資料はジェトロが政府公表資料に基づき独自に作成した翻訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

出所:2025年12月27日中国人大網

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?id=ff8081819aedd494019b54ed2c6476f2>